

2021年度サービス管理責任者等研修会 更新研修 開催要綱

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、支援のありかた等を振り返ること、グループワークを通じ自己検証をすることでサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の資質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

公益社団法人大分県社会福祉士会（大分県指定研修事業者）

3 研修期間・研修会場

研修期間は2日間とする。

研修内容	1日目	2日目	会場
講義・演習 ①	2021年7月15日（木） 12：30～17：30	2021年7月16日（金） 12：30～15：30	コンパルホール 住所：大分市府内町 1-5-38
講義・演習 ②	2021年7月28日（水） 12：30～17：30	2021年7月29日（木） 12：30～15：30	コンパルホール 住所：大分市府内町 1-5-38
講義・演習 ③	2021年8月18日（水） 12：30～17：30	2021年8月19日（木） 12：30～15：30	コンパルホール 住所：大分市府内町 1-5-38
講義・演習 ④	2021年9月2日（木） 12：30～17：30	2021年9月3日（金） 12：30～15：30	コンパルホール 住所：大分市府内町 1-5-38

※開催日等については、受講決定通知書でお知らせいたしますのでご確認をお願いします。

※受講日程の選択（①～④）はできませんので、ご了承ください。

4 対象者

本年度は新型コロナウイルス感染防止のため、受講者は大分県事業所に限ります。

平成30年度までにサービス管理責任者研修、並びに児童発達支援管理責任者研修を受講したもののうち、更新を希望するものとします。

〈留意事項〉

- (1) 本年度の研修は、平成25～26年度（サービス管理責任者研修）、平成28年度（児童発達支援管理責任者研修）に資格取得した方の受講を優先的におこないます。

複数の分野でサービス管理責任者等研修受講されている方は、一番古いものを優先して下さい。

- (2) 研修は、上記のとおり、7月、8月、9月の期間に、全4回（2日間コース）開催します。（研修内容は同一）

5 研修内容（詳細は別紙研修カリキュラム参照）

※厚生労働省告示により2023年3月31日までの間は、サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習を省略できることを通用し、本来総研修時間が13時間のものを2019年度から5年間はカリキュラムを一部割愛し、6時間程度で実施します。

6 受講定員

- (1) 全360名（1回の研修あたり90名）

- (2) 研修受講生の選定

定員を超える受講申込があった場合、関係機関と協議のうえ、受講者の選考をおこないます。1事業所あたりの受講申込に上限はありませんが、定員を超えた際は、受講できない場合があります。

- (3) 受講者の決定

申込書の内容を確認の上、受講決定通知を法人代表あてに送付いたします。

通知発送は5月下旬を予定しています。受講可否について、電話による事前のお問い合わせはお受けいたしかねますのでご遠慮願います。

7 受講費

19,000円

受講決定通知書の送付後に指定している口座へお振込みください。

※振込手数料は受講者様ご負担でお願いします。

※受講費の入金確認後に改めて受講証を送付します。

なお、受講決定通知とあわせて返金等についての詳細は改めてご案内をさせていただきます。

8 受講申し込み方法

大分県社会福祉士会ホームページにあります電子申請システムにて申し込みを行って下さい。また以下に掲げるものを電子申請システムにて添付してください。

- (1) 過去に受講したサービス管理責任者等研修会の修了証書の写し
(複数枚ある方は一番古いものを添付してください。)

※電子申請システムは入力した氏名・生年月日が修了証に記載されますので、間違いがないように入力してください。

9 受講申し込み期間

令和3年4月19日（月）10：00～令和3年5月21日（金）23：59

10 事前課題

演習で使用する事前課題があります。

事前課題に取り組めていない場合や未記入等の不備のある場合等は受講をすることができません。またその場合は、受講証は交付いたしません。（事前課題の内容については、受講決定通知書に記載いたします。）

11 修了証

カリキュラムをすべて修了したものは、修了証を交付します。

※研修全体で、20分以上の退席（遅刻、早退等）があった場合は、修了証は交付しません。

※また、著しく受講態度の悪い者（私語、居眠り、携帯電話の利用等）についても、修了となりません。

12 その他

(1) 受講決定後の受講者の変更はできません。

なお、入金後の受講キャンセルや当日欠席された場合において費用の払い戻しはできませんので、ご了承ください。

(2) 電子申請システムにて入力等された個人情報については、本研修事業の実施業務及び修了者名簿の管理業務以外で利用することはありません。

(3) 身体障がいがあるなどの理由により、座席の位置などに特別な配慮が必要な方は、受講申し込み時にその旨の入力をお願いします。（電子申請システムの備考欄へ）

(4) 適切な室温管理に努めておりますが、個人差がありますので衣服調整にて対応してください。

(5) 今年度は新型コロナウイルス感染防止のため、主催者の判断により中止、延期、会場変更等を行うことがあります。その際は、研修前日までに大分県社会福祉士会のホームページに掲載します。個別の連絡は行いませんので必ずホームページをご確認下さい。

(6) 会場では「マスクの着用」や「手洗いの徹底や手指の消毒」等、感染防止に協力をお願いします。また、発熱等の症状が見られる場合は、必ず事務局に事前に相談し、指示に従ってください。

(7) 新型コロナウイルス感染防止のため十分な感染対策を行い研修を実施してまいります。事業所と十分に協議いただいたうえで、研修申込・受講の対応をお願いいたします。

13 問合せ

(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の事業所指定の配置要件等、制度に関すること)

大分県障害福祉課 施設支援班 (097-506-2745)

大分市障害福祉課 (097-537-5658) 【大分市に所在する事業所は大分市へ】

(本研修の受講手続等に関すること)

〒870-0907 大分県大分市大津町 2-1-41 大分県総合社会福祉会館 2F

公益社団法人大分県社会福祉士会 (TEL : 080-8565-6609 平日 10 : 00~17 : 00)